

(付注)

事務局コメント(個表)の見方について

- (1) 表中「実施計画各府省案」の「措置予定時期」の欄については、例えば「補助金等の年収比率が2 / 3 未満に改善」という措置方針が「平成 13 年度」とある場合は、13 年度の末までにおける予算措置等の所要の措置を通じ、翌年度より直ちに改善されることを意味する。
- (2) 各府省から実施計画案の提出があったもののうち、「第三者分配型」の中で、平成 13 年度から補助金等の廃止等により改善されているものについては、今回の事務局コメントの対象から外している。
- (3) 各府省案の「措置方針」の欄において「*」を記したものは、9月初旬までに提出された当初の各府省の措置方針から変更があったことを示す。